

1 開催日 平成 21 年 6 月 29 日(月)

2 委員長開会宣言

3 議事

日程第 1 会議録署名委員の指名について

日程第 2 市教委第 38 号 平成 22 年高知商業高等学校入学定員（案）について

日程第 3 市教委第 39 号 高知市立公民館条例施行規則の一部改正について

日程第 4 市教委第 40 号 高知市社会教育委員の委嘱について

日程第 5 市教委第 41 号 高知市青年センター運営委員会委員の委嘱について

4 報告

・ 平成 21 年 6 月市議会定例会について

第 415 回市議会定例会に提案した予算議案及び予算外議案に対する意見についての教育  
長専決処分の報告及び議案の審議状況について

・ 不適正な事務執行について

・ 高知市立三里中学校の事故に関する訴訟について

5 委員長閉会宣言

6 出席者

(1) 委員	1 番委員	澤 田 智 恵
	2 番委員	溝 渕 悦 子
	3 番委員	西 山 彰 一
	4 番委員	山 本 和 正
	5 番委員	松 原 和 廣
(2) 事務局	教育次長	岡 村 修
	総務課長	弘 田 充 秋
	学校教育課長	片 岡 正 樹
	学事課長	佐々木 正 彦
	生涯学習課長	大 崎 徹 三
	青少年課長	西 谷 進
	総務課長補佐	近 森 象 太
	学校教育課指導主幹	杉 本 政 文
	総務課総務係長	小 田 優
	総務課総務係主査	岡 宗 裕 美

## 第 1038 回 高知市教育委員会 6 月定例会 議事録

1 平成 21 年 6 月 29 日(月) 午後 5 時 00 分～午後 5 時 45 分 (たかじょう庁舎 5 階会議室)

### 2 議事内容

開会 午後 5 時 00 分

#### 澤田委員長

ただいまから、第 1038 回高知市教育委員会 6 月定例会を開会いたします。

はじめに、会議録署名委員の指名を行います。会議録署名委員は山本委員さん、お願いいたします。

では、議案審査に入ります。日程第 2 市教委第 38 号「平成 22 年高知商業高等学校入学定員（案）について」を議題とします。事務局の説明を求めます。

#### 学校教育課長

学校教育課長の片岡でございます。

平成 22 年高知商業高等学校入学定員についてご説明いたします。平成 22 年度からの入学者選抜制度の改正につきましては、すでに昨年 12 月定例会においてご説明いたしました。また、本年の 2 月定例会におきまして、新しい入学者選抜制度における前期選抜の募集割合を入学定員の 60 パーセントから 80 パーセントにすることを決定していただきました。

お手元の資料の 4 ページにもございますように平成 21 年度の県下の中学校卒業予定者数は、国公立を合わせてから 7,277 人でございます。前年度と比べ 70 人の減少が見込まれています。商業高校全日制過程の入学定員は、平成 14 年度から 3 科合計で 280 人としています。平成 21 年度入試の状況は、前期選抜が入学定員の 60 パーセントであったことから、3 科合計で定員 168 人に対して志願率は 369 人と約 2.20 倍となっており、人数としては高知県立西高等学校の 383 人に次いで 2 番目の高さとなっております。そのうち総合ビジネス科は定員 126 人に対して志願者 303 人で 2.40 倍、情報システム科は定員 21 人に対して志願者 30 人で 1.43 倍、国際コミュニケーション科は定員 21 人に対して志願者 36 人で 1.71 倍と 3 科とも高倍率を示しています。

一方、後期選抜におきましては、3 科合計で定員 112 人に対して志願者は 144 人で 1.29 倍でございます。3 科とも再募集を実施することなく定員を満たすことができました。県下の中学卒業予定者数は、70 名減少するものの平成 21 年度入試の志願者数の状況は前述のような状況でございますので、平成 22 年度の入学定員につきましては、現状の 280 人を維持したいと考えております。

また、定時制の過程は、商業科 1 学級 40 人として同様に現状を維持したいと考えております。

なお、県立高等学校の入学定員は、例年 7 月の県の定例教育委員会で決定されますが、募集停止となる高等学校がないことから、大きな変動はないものと思われまます。

以上でございます。

#### 澤田委員長

この件に関して、質疑等ございませんか。

特にないようですので、この件の質疑を終了し、採決に移ります。

市教委第 38 号「平成 22 年高知商業高等学校入学定員（案）について」は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

#### 委員一同

【異議なし】

## 澤田委員長

ご異議なしと認めます。よって、市教委第 38 号は原案のとおり決しました。

続いて、日程第 3 市教委第 39 号「高知市立公民館条例施行規則の一部改正について」を議題とします。

事務局の説明を求めます。

## 生涯学習課長

生涯学習課長の大崎でございます。

高知市立公民館条例施行規則の一部改正でございます。改正の趣旨は、高知市立公民館条例施行規則の第 14 条によりまして高知市立文化センターを利用する場合に教育委員会に提出する第 3 号様式である高知市立文化センター使用願と、同規則第 21 条によりその他の公民館を利用する場合に教育委員会に提出する第 5 号様式である高知市立公民館使用願について、その様式の全部を改正しようとするものでございます。

お手元の資料で 11 ページの新旧対照表をご覧ください。第 3 号様式の高知市立文化センター使用願と第 5 号様式の高知市立公民館使用願の決裁欄が、旧の様式では決裁権者の課長までの様式になっていなかったために、課長までの決裁ができる様式に変更するものでございます。

以上でございます。

## 澤田委員長

この件に関して、質疑等はございませんか。

特にないようですので、この件の質疑を終了し、採決に移ります。

市教委第 39 号「高知市立公民館条例施行規則の一部改正について」は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

## 委員一同

————— 【異 議 な し】 —————

## 澤田委員長

ご異議なしと認めます。よって、市教委第 39 号は原案のとおり決しました。

続いて、日程第 4 市教委第 40 号「高知市社会教育委員の委嘱について」を議題とします。

事務局の説明を求めます。

## 生涯学習課長

生涯学習課長の大崎でございます。高知市社会教育委員の委嘱についてご説明いたします。

社会教育委員の設置根拠でございますが、社会教育法第 15 条の規定を受け制定しております高知市社会教育委員の定数及び任期等に関する条例第 1 条に基づきまして高知市社会教育委員を設置し委員を委嘱しております。今回の委嘱につきましては、任期満了に伴い委嘱するものでございまして、委員 18 名中 11 名は再任し、7 名は新たに委嘱するものでございます。委員の定数についてですが、高知市社会教育委員の定数及び任期等に関する条例第 2 条により 21 名以内となっており、今回の委嘱につきましては 18 名となっております。任期については、同条例第 3 条により委嘱の日から 2 年間でございますので、平成 21 年 7 月 7 日から平成 23 年 7 月 6 日までとなっております。

以上でございます。

## 澤田委員長

この件に関して、質疑等はございませんか。

特にないようですので、この件の質疑を終了し、採決に移ります。

市教委第 40 号「高知市社会教育委員の委嘱について」は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

委員一同

————— 【異議なし】 —————

澤田委員長

ご異議なしと認めます。よって、市教委第 39 号は原案のとおり決しました。

次に、日程第 5 市教委第 41 号「高知市青年センター運営委員会委員の委嘱について」を議題とします。

事務局の説明を求めます。

青少年課長

青少年課長の西谷でございます。

高知市青年センター運営委員会の委員につきましては、高知市青年センター条例第 21 条の規定により設置することが定められております。委員の定数は 10 名以内で、現在 9 名の方を委嘱しております。委員の構成は、学識経験者、報道関係者、青年団体関係者となっております、任期は 2 年でございます。今回の委嘱は、平成 21 年 7 月 31 日をもちまして、現在の委員さんが任期満了となるため新たに委嘱を行うものでございます。委員の内訳としましては、7 名の方が再任で、2 名の方が新任となっております。新任のお二人の坂本さんと前田さんにつきましては、高知市青年センターサークル協議会からご推薦をいただいたものでございます。任期は、平成 21 年 7 月 1 日から平成 23 年 7 月 31 日までとなります。なお、委員 9 名中で女性委員は 2 名ですので 22 パーセントとなります。

以上でございます。

澤田委員長

この件に関して、質疑等に移ります。質疑はありますか。

溝渕委員

青年センターサークル協議会からは、いつも 3 名を推薦いただくことになっているのですか。

青少年課長

はい、そうです。

澤田委員長

ほかにありませんか。

特にないようですので、この件の質疑を終了し、採決に移ります。

市教委第 41 号「高知市青年センター運営委員会委員の委嘱について」は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

委員一同

————— 【異議なし】 —————

澤田委員長

ご異議なしと認めます。よって、市教委第 41 号は原案のとおり決しました。

続いて、報告事項です。まず、「平成 21 年 6 月高知市議会定例会について」の事務局からの報告を求めます。

総務課長

総務課長の弘田でございます。6 月定例会に提出しました予算議案、予算外議案でございますけれども、お手元に配付させていただいております 6 月定例会提出議案一覧のとおりでございます。この内容につきましては、先月の 5 月定例教育委員会におきまして、事務局のほうからご説明させていただきました内容から変更なく市長部局との調整が進みまして、資料の 17 ページにありますとおり 5 月 29 日に市長のほうから予算案と予算外議案に対する意見を求められましたので、6 月 5 日に教育長の専決処分によりまして、「特に意見はなし」として回答させていただきましたのでご報告申し上げます。

なお、市議会に提案しましたこの予算案と予算外議案につきましては、本日の経済文教常任委員会において全会一致で可決されましたことを併せてご報告させていただきます。この後は、7月1日の本会議で採決される見込みでございます。

報告については以上でございます。

#### 澤田委員長

この件に関して質問はございませんか。

特にないようですので、次に「不適正な事務執行について」の事務局の報告を求めます。

#### 学事課長

学事課長の佐々木でございます。

有限会社高知文教社への不適正な支払い事務についてご報告申し上げます。この件につきましては、教育委員の皆様にご心配をおかけしましたこととお詫び申し上げます。誠にすみませんでした。

なお、このことにつきましては、6月9日の給食試食会の場という大変慌しい中ではございましたが、大卒のことをご説明させていただきました。改めてご説明させていただきたいと思っております。

まず、内容でございますが、有限会社高知文教社が破産の申立を行い、同社代理人から債務残高の照会がございました。5月27日付けの受任通知書が28日に学事課に届きました。この5月27日付けの通知に基づきまして関係所課及び学校のほうに照会したところ、発注した物品が納入されていないのに支払いをしているということが判明したものでございます。

経過は以上でございますが、主に本年2月から3月までにかけて、発注した顕微鏡等の教材、これは、有限会社高知文教社は理科関係の教材備品に強い業者でございます。そうした教材について、有限会社高知文教社のほうから必ず納品するので前払いしてもらえないかという相談が学校、学事課のほうにございました。有限会社高知文教社は、昭和23年の創業でございます。これまで60年を超える学校等への納入実績がございます。そういったことで学校も学事課も信頼し、必ず納品されるものと信用してしまい前払いしたものでございます。

なお、「3対応」として被害の内容を載せてございます。6月5日時点でございますが、学事課におきましては4件で105万1,750円、学校が7校、9件で20万8,110円、合計で125万9,860円でございます。規定により10万円未満の物品は学校で購入できますが、10万円以上になりますと学事課のほうで契約することになります。ですから、学事課のほうの金額が高くなっていくということになります。

次に、債権債務の相殺ということでございますが、有限会社高知文教社には、125万9,860円の未納品とは別に、教育委員会が支払いをしなればいけない未払い金として96万648円ございました。それぞれの金額の相殺手続きを6月5日付けで行いまして、相手方代理人へ文書を送付しました。これにより未納品に係る金額125万9,860円から未払い金96万648円を引いた金額である29万9,212円が残余債権となります。

この件につきましては、学校及び学事課の職員による不適正な事務手続きによるものですので、責任を重く受け止めまして、任意弁済したいということで市に申し出ましたところ、市としてもそれでよいということで29万9,212円につきましては弁済したところでございます。

その後の状況でございますけれども、その後の調査におきまして相殺通知送付後、新たに小学校1校1件1万820円の未納品が判明いたしました。この学校につきましても既に学校長の方から弁済の申出があり、現在その手続き中でございます。

なお、この学校につきましては、決裁の手続きを行った3名のうち校長と事務職員が人事異動し、教頭が退職しておりまして、当時の関係者が誰も残っていなかったという状況でございました。さらには有限会社高知文教社に対し17品目に上る物品を発注しておりましたうちの1品目のみが未納で

あったということもございまして、学校の方で精査できていなかったということでございます。

また、今後の再発防止策でございます。平成17年度の不適正発注に係る事件以後、厳しいチェック体制を取っておった中でこのような事件を発生させたことは、法令遵守に対する意識が甘かったと深く反省しております。そして、早速再発防止に向けて職員あるいは学校に対する指導徹底を行いました。

具体的には、6月12日に臨時校長会を開催し、校長に対し事務の適正執行を依頼いたしました。同月15日に市議会の経済文教常任委員会への報告を行い、翌16日には事務に深くかかわります教頭及び事務職員への研修会を開催し、2度とこのようなことのないように指導したところでございます。また、6月22日には学事課の職員を2組に分け研修を実施し、今回の件の報告と今後の適正な事務について徹底を図ったところでございます。

以上でございます。

#### **澤田委員長**

この件に関して質疑等はございませんか。

#### **溝渕委員**

この会社は、まだ破産の申立はされてないのですか。

#### **学事課長**

はい、準備中ということでございます。2か月くらいかかるということ聞いております。

#### **溝渕委員**

準備中ということであれば、相殺は問題なくできるということですね。

#### **学事課長**

そのように伺っております。

#### **岡村教育次長**

なお、本日の経済文教常任委員会において、新たに判明した小学校1校1件1万820円について報告いたしました。これにつきましては、それまでの相殺は終わっておりますので、新たなものとして出てきたわけございまして、先ほど申し上げましたように校長の方が任意弁済の申し出がありましたので、現在その手続きをしているということでございます。

このことに関して、明日の新聞で追加があったという報道がされるかもしれませんのでご承知おきいただきたいと思います。

#### **溝渕委員**

今回の件のように、前もってお金を払ってほしいという申出があったときに、他の学校に対してそういうことをしているかどうかという情報が、学校同士の連携で分かれば警戒できると思うのですよ。ある業者からそういう依頼があったときには、学事課なりに報告すれば、注意喚起ができますよね。そういったことは、校長先生方からは、何の連絡もなかったのですか。

#### **学事課長**

校長先生からはございませんでした。この問題が分かった発端としては、学事課のほうで契約しているものについて、3月中旬になってまだ納品がないということが分かったということでございます。10万円以上の物品の契約につきましては学事課が行っておりますが、実際に物品が入るのは学校でございまして、納期がいつで、こういった物品が納入されていないという確認が抜けていたのではないかと考えております。その反省から、学事課で契約するものの、物品は学校へ入りますので、その辺りの連絡を頻繁にしなければいけないということを課題としてとらえております。

#### **西山委員**

この破産手続きをされた有限会社高知文教社をインターネットで検索したら、代表者の名前が出て

いないことに意外な印象を受けました。それと、昭和23年ころから取引をされておるという状況を勘案しましたら、破産申立が余りに唐突な印象を受けました。通常ですと業務を清算いたしますと、以後の取引をやめますというのが普通だと思うのですよ。破産ということになりますと、この会社の関連事業に何かあって、それで大きな負債を抱えてしまったということしか考えられないですね。それと、実際には相殺という形で、市の実損も受けなかったということですが、何となく不自然に思ったのは、それだけ長いこと取引している会社が、唐突な破産を行ったことと、インターネットに代表者に名前を乗せていないのを不思議に感じました。

#### 学事課長

代表者の名前が出ていなかったというのは分かっていなかったのですが、負債の額ということにつきまして受任通知書によりますと33名の債権者に対して7,000万円を超える債務を抱えているというふうに書かれています。この急な通知については我々も驚いておりまして、かなり間際まで学校の方の発注を受けていた事実がございますので、私達も唐突な感じを受けております。

#### 澤田委員長

次に、高知市立三里中学校の事故に関する訴訟についてですが、この案件は、秘密会といたしたいと考えますがよろしいでしょうか。

#### 委員一同

————— 【異議なし】 —————

#### 澤田委員長

ご異議なしと認め、この件は秘密会で行います。

(この案件は、高知市教育委員会会議規則第10条の規定に基づき秘密会とし、同規則第13条第4項の規定に基づき会議録に記載しない。)

#### 澤田委員長

秘密会を解きます。

以上で、本日の議事日程はすべて終了いたしました。これで教育委員会を閉会いたします。

閉会 午後5時45分